

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2001.2.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第8号

圧倒的に多い説明不足

～介護支援専門員に対する苦情の傾向～

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 岩見 太市

■目に見えた苦情は少ないが…

札幌市社会福祉協議会が介護保険スタートに併せて苦情相談センターを開設して9ヶ月が経過します。

その間に寄せられた苦情件数は204件にのぼっていますが、その内介護支援専門員に対する苦情は僅か10件しかありません。介護サービス提供事業所に対する苦情107件の10%しかありません。しかも10件の内7件は介護保険がスタートした4ヶ月に集中していますので、5月以降は苦情相談としては皆無に近いと言えるかも知れません。

しかしそのことと、介護支援専門員が利用者視点でキチッと仕事をしていることがイコールとも思えません。利用者にとって介護支援専門員の存在が見えずに、サービス提供事業所とイコールと考えていると思われるからです。

■多い説明不足による不信感

「義姉の担当マネージャーから、何度も来るのが面倒だから介護保険証の番号を書いていくわ、と乱暴な言い方をする。義母は担当のケアマネージャーに腹を立てているが、不満を伝えることもできず困っている」

「母親が介護保険の在宅サービスを利用していている。ショートステイの振り替え利用のことで相談したところ、忙しいとの理由で十分な説明をしてもらえなかった。そのような対応をされるともう相談する気になれなくなってしまっているので、もう少し親切な対応に心がけてほしい」

上記2つの苦情事例を紹介しましたが、他の事例も含めて圧倒的に多いのは介護支援専門員の利用者に対する説明不足です。

忙しさを理由にした利用者への説明不足は、利用者視点に立ったケアマネジメントとは思えません。

■利用者の心のよりどころに

介護サービス利用者はいろんな不安を抱えながらサービスを受けようとしています。

介護支援専門員はそのような不安を取り除き、利用者の代弁者としての機能を持って対応することが不可欠とされています。

サービス提供事業者の視点ではなく、利用者視点という当たり前の姿勢で対応することの大切さを改めて痛感します。

札幌市からの情報提供

▶ 第3回介護支援専門員実務研修受講試験合格者発表される。

平成12年度の介護支援専門員実務研修受講試験が11月12日(日)午前10時から行われました。

今年度の試験は、介護保険制度が導入されて最初の試験でした。そのため広範囲な試験であったようで、合格率は、34.7%でした。(過去最低)

	受験者数	合格者数	札幌市内合格者数
平成10年度	12,067	5,279	1,318
11年度	8,893	3,842	1,375
12年度	6,872	2,385	788
合計	27,832	11,506	3,463

○ 今年度の実務研修は、1月11日(前期)～3月22日(後期)の10回開催されます。

○ 合格者に対して、市社協の主催でフォローアップ研修会を3月4日(日)、8日(木)の2回、実施します。

第3回 札幌市介護支援専門員フォローアップ研修会

【日時】 平成13年3月4日(日)・8日(木) 10時～16時

【会場】 札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)
中央区大通西19丁目 駐車場が狭いので、公共交通機関をご利用ください。

【参加対象】 12年度の実務研修修了者(予定者を含む)
または、ケアプラン作成業務に携わる介護支援専門員。

【定員】 600名(1回につき300名。定員になり次第、締め切ります。)

【受講料】 2,500円(当日、会場で頂きます。昼食は各自ご持参ください。)

【研修内容】 講義①(10時～12時)
「ケアプランの作成について」 札幌市保健福祉局介護保険課 主査 五十嵐 睦子
講義②(13時～15時)
「ケアプランの給付管理について」 医療法人溪仁会在宅ケア事業推進部介護保険企画担当課長 奥田 龍人
講義③(15時～16時)
「介護支援専門員の役割について」 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部長 岩見 太市

【申込方法】 2月23日(金)までに所定の申込用紙をFAXにて送付してください。

【問い合わせ先】 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部地域ケア係(担当 柏・高橋)
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 ☎ 612-6110 FAX 613-5486

▶▶ 札幌市介護保険・福祉サービス事務所ガイドブック(在宅編・施設編)完成

昨年の10月に事業所ガイドブック1(在宅編)が発行されました。

作成に関してご協力いただきありがとうございました。各事業所については、1冊送付いたしましたが、ケアマネジャーがケアプラン作成のために必要なアイテムと思いますので、お手元にぜひ在宅編・施設編を揃えてください。この「事業者

ガイドブック」は、札幌市社会福祉協議会総務課で販売しており、在宅編は1,000円、施設編は1,500円です。なお、札幌市介護保険課ホームページには、在宅編が掲載されております。

札幌市介護保険課ホームページ
<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/>

3▶ 介護タクシーについて（新聞記事等）

1月5日の朝日新聞に掲載されておりましたいわゆる「介護タクシー」について、無料運行が認められる旨の報道に関する厚生省の考え方について

- (1) いわゆる介護タクシーについて、運行中の運賃を徴収するかどうかは、道路運送の問題である。
- (2) 厚生省としては、無料運行の介護タクシーには、
 - ①移送介護に事実上特化していると思われる、訪問介護事業のあり方として適切といえるか。
 - ②また、もっぱらタクシーの乗降時の移動介助

のみを行う場合に対する単価としては、介護報酬の水準が高すぎるのではないかと考えている。

- (3) 現在このような問題意識に立って、都道府県を通じて介護保険の指定を受けたタクシー会社による介護サービス提供の実態把握を勧めているところであるが、今後、この実態を踏まえて、必要な対応を考えて行く事としており、厚生省として指導等の対応を見送ったという事実はない。
- (注)実態把握は、全国10カ所の都道府県に協力依頼。

4▶ 短期入所の前倒しの注意事項

1) 実施にあたっての留意点

- ①この振替については、短期入所サービスの本来の支給限度額を含めて、1月当たり2週間を限度としているがサービスの選択性の向上という観点から、1本化までにおいても、2週間の限度を廃止して訪問通所サービスの利用枠の範囲内であれば、30日まで短期入所サービスに振替利用できる。
- ②振替利用の対象者の要件、振替利用日数の計算に用いる単位数は、従前の振替措置と同様(ただし、日数計算時、小数点以下の日数は切り捨て計算。)
- ③次期拡大措置との関係については、現在の振替措置と同様(すなわち、次期拡大措置は、認定申請の3月前及び4月前において今回の振替措置を行った場合には、次の要介護認定期間には適

用されず、次期拡大措置の適用がある要介護認定期間においては、次期拡大を適用した後に、これを含めて超過を生じた月以降に振替措置が適用される。)

- ④振替利用する場合、連続した短期入所サービスの利用日数は30日までとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、要介護認定等の有効期間の概ね半数を超えないようにするといった目安を設けた。
- ⑤連続した短期入所サービスの利用日数が30日を越える場合は、保険給付の対象にならないことについて、利用者にも周知が必要。
- ⑥今回の措置の施行前の平成12年12月分の短期入所サービスについては、30日の連続利用日数に参入しない。

「在宅ねたきり高齢者訪問歯科事業について」

札幌市では、歯科医院に通院できないねたきりのお年寄りの自宅に歯科医師が訪問して、歯の状態を調べ、治療の必要性を判断する「訪問歯科診査」を行っております。

- 1 **対象者** 市内に住む65歳以上の在宅ねたきりまたはこれに準ずる状態で、歯科医院に通院することが困難な方

2 費用 無料

3 お問合せ・申込み先 各区役所の地域保健課

なお、診査の結果、治療が必要な方については、希望により訪問診療も可能です。

担当 高齢保健福祉部高齢福祉課地域ケア係
TEL 211-2976

ケアマネジャー職務実態と有資格者の意識調査結果

清田区支部長 松本 剛一

未成熟のままスタートした介護保険制度の核となるべく介護支援専門員の実態が浮き彫りになりつつある中、ケアマネ業務の具体的課題と有資格者の就労意識等を調査し問題提起を目的にアンケート調査を実施致しました。その一部をご紹介します。

調査目的▶①ケアマネジャーと実務者の各々の職務項目に費やす時間がどの位あり、負担意識と改善要望はどのように感じているのか。
②自分のケアマネ業務が利用者や家族にどの位満足されているのか。
③従事していない有資格者には、ケアマネ実務者がどのように映っているのか。等々。

調査時期▶平成12年11月1日から11月15日まで

調査対象▶介護支援専門員連絡協議会清田区会員63名

回収方法▶11/1に調査用紙を郵送し、返信にて回収
と回収率 回収数37名(回収率58.7%)

1. 報告のポイント

この度の調査は①居宅ケアマネ実務者②施設ケアマネ実務者③有資格者の3つに分類し、設問内容も区別した。本報告では、基本的属性を省き、①と③の特徴的結果のみ報告する。

2. 居宅ケアマネ実務者の結果

- ① 10月のケアマネ1人あたりの平均ケアプラン数は22人となり、最大では75人の受持ちがいた。
- ② 10月の1事業所の給付管理数は平均37.8人となり、平均請求額は27万円弱となった。
- ③ 10月の1カ月業務のうち、「兼任業務」が平均81時間と一番多く、次に「利用者宅などへの訪問・相談・電話連絡等」が26時間となった。
- ④ ケアマネ業務の負担度合（12項目中）は、「かなり負担」、「非常に負担」と感じている業務項目の上位は、「サービス担当者会議の運営業務」と「介護報酬業務」、「短期入所の拡大・振替・代理受領等の説明事務業務」となった。
- ⑤ ケアマネ業務の改善要望のうち上位を占めたもの（11

項目中）は、「短期入所の各種書類の簡素化」、「介護認定申請書類の簡素化」、「介護認定の有効期間を長くしてほしい」、「住宅改修や居宅療養管理指導も給付管理下にして報酬対象としてほしい」、「責任が重く、業務量も膨大のためシステム自体の見直し」であった。

- ⑥ 利用者や家族の満足感のうち、ケアマネが不満と感じている度合いが多いものに（10項目中）、「契約や取交しや重要事項の説明が理解されている」、「サービス担当者会議に本人や家族に同席してもらい一緒に解決している」、「利用する前に事業者を見学同行したりして納得の配慮している」となった。
- ⑦ 1人のケアマネが受持つ理想利用者数は平均19人であった。
- ⑧ ケアマネ業務の継続意志を聞いて見ると、半分のケアマネが「業務命令なのでとりあえず続けていく」となった。

3. 有資格者のみの結果

- ① 資格取得の理由は、「何かに役立つと思ったから」が最も多く、78.6%（複数回答）となった。
- ② ケアマネ従事の希望は、「施設ケアマネ希望」、「居宅ケアマネ希望」、「どの事業所でも従事したくない」の順となった。

4. 調査のまとめ

- ① 現職の資格（看護婦・保健婦・介護福祉士等）からも推察できるが、ケアマネジャーは女性が多い中、居宅・施設で実務しているケアマネのうち、ケアマネ業務の継続意志は、否定的見解の回答が多く、今後の行方を注視する必要がある。
- ② ケアマネ業務で重要視される「利用者との接触」、「ケアプラン・サービス提供表等作成」、「サービス事業者とのカンファランス・連携」が月の下旬に集中し他のケアマネ業務も含め、業務配分の工夫が今後の検討課題と推察する。
- ③ 改善希望上位である「書類の簡素化」が出来れば、利用者・家族から満足いくケアマネジメントとして、各種「説明機会」や担当者会議、事業所見学といった「同行機会」を増すことができると予測される。

介護支援専門員業務 Q&A

今回は、制度上の各種問題点についていろいろとご質問がありましたので、現時点でわかる範囲で回答いたします。

Q 介護サービスの利用者負担分について、本誌第6号の「札幌市からのお知らせ」において医療費控除の対象になるとの説明がありましたが、確定申告の時期も近づき利用者からの問い合わせがありました。対象となるサービスについてもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。また、その後、医療系サービスが入ってなくても居宅療養管理指導を受けている場合の訪問介護なども対象になるから利用票などにその旨記載するようとの通知もあったようですが、居宅療養管理指導を受けているかどうかは介護支援専門員がかならずしも把握できません。どのように扱えばいいのでしょうか。また、区分支給限度額を越えて全額自己負担のサービスも対象となるのでしょうか。

A 現時点でわかる範囲でお答えいたします。まず、医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハビリ、短期入所療養介護）については、利用者の自己負担全額が医療費控除の対象となります（ケアプランでの位置づけがあるなしに関わらず）。

福祉系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護）については、①ケアプランに基づいてサービスを利用していること（介護支援専門員が作成しても自己作成でもかまわない）、②医療系サービス（前述と同）を利用していることの二点の条件が満たされれば、利用者の自己負担全額が医療費控除の対象となります。ただし、訪問介護については、家事援助サービスは対象となりません（身体、複合が対象）。

よって、サービス事業者は、提供する福祉系サービスが医療費控除の対象なのかどうかを介護支援専門員の提供票を元に判断することになります。ここで問題なのが、居宅療養管理指導とか医療から給付される訪

問看護は必ずしもケアプランに記載を要しないので、サービス事業者が提供票からでは判断できないということです。そこで、11月16日付けの厚生省老人保健福祉局振興課長通知で、「居宅介護支援事業者は、居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を居宅サービス計画に位置づけた場合には、サービス提供票の欄外等にこれらのサービスの利用の内容（利用予定日、事業者名等）を記載の上、当該サービス提供票を居宅介護サービス事業者に交付する」等の方法で、サービス事業者に連絡することとしたのです。もっとも、ご質問にあるように、介護支援専門員が必ずしも居宅療養管理指導などのサービスを把握しているとは限りません。しかし、ケアマネジャーの原点に立って考えると、ケアプラン外のサービスを把握し、ケアプランに反映する必要があることも確かでしょう。

また、短期入所生活介護の振替措置についても前述の条件を満たせば、医療費控除は適用されます。

なお、福祉系サービスを医療費控除の対象とする場合は、領収書に「医療費控除の対象となる金額」、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」が記載されていなければなりません。以前に発行した領収書が対応していない場合は、新たに対応した領収書で再発行するか、「医療費控除の対象となる金額」及び「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」が記載された書面を交付する必要があります。

次に、支給限度額を越えた場合の自己負担額が対象となるかということについては、統一した見解というものは示されておらず、個々の状況に応じて税務署が判断することになります。

この点に関わらず、不明な点は、利用者が実際に確定申告をするときに直接税務署に相談していただくことが、適切な取り扱いとなると思われます。

Q 利用者の要介護認定が思ったより軽く出たので、不服申し立ての相談を受けました。実際にはどのように不服申し立てをするのでしょうか。そして、介護支援専門員がそれを代行できるのでしょうか。また、現在、介護保険審査会でどのくらいこのような申し立てがあるのでしょうか。教えてください。

A 不服申し立ては、道の介護保険審査会に対して行います。その手順は以下の通りです。

1 審査請求の提起

要介護認定の決定を知った日から60日以内に審査請求をします。審査請求は、直接北海道介護保険審査会へ提出することもでき、居住している市町村に提出することもできます。市町村では審査請求書の記載ミスなどの形式的審査を行って審査会に送付します。審査請求は、原則として書面によりますが、口頭でも受け付けます。審査請求は、その処分（認定結果）によって直接に自分の権利利益を侵害された者のみに認められますので、被保険者本人に限られ、居宅介護支援事業者等が請求人となることはできません。ただし、代理人として審査請求することは可能で、実際に身よりの無い方の代理人として介護支援専門員が審査請求を提起している例もあります。代理する場合は本人の委任状が必要です。

審査請求書には請求人の住所、氏名などの必要事項と、審査請求の趣旨及び理由を記載します。定められた様式ではありませんが、見本を道介護保険課で公表しているので、お問い合わせください。

（次の文は、道の作成している見本の記載例です）

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係わる処分を取り消す、との採決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 認定調査を受けたが、あまりにも事務的な調査で、話を十分聞いてもらえなかったこと。

イ 一人で外出できないなど、日常生活において常に見守りが必要であり、特に身の回りの世話については、同居する嫁に頼っていることから、「要介護」の状態であると思われること。

2 要件審理

審査請求が適正かどうか、請求書の記載漏れが無い

かなどの要件を審理します。場合によっては、補正命令（修正の上再提出を促す等）を出すこともあります。

3 実質審理

要介護認定の審理は、公益代表委員3人で行います。審理にあたり、審査会は処分庁（当該市町村）の弁明書を求めます。提出された弁明書（写）を、請求人に送付します。請求人はそれに対して反論書を提出することができます。再弁明、再反論も可能です。審査会は、審査に先立ち専門調査員に調査を行わせ報告を受けることができます。

審理は原則として書面をもって行いますが、必要と認められるときは請求人や関係者に対して出頭を求め、意見を述べさせることができます。

4 裁 決

審理を尽くしたのち、裁決を行います。裁決の種類は以下のとおりです。

- 認容 審査請求に理由があるとき。（原処分を取り消す）。
※要介護認定に関する審査請求の場合、採決の趣旨を踏まえて要介護認定のやり直しを行う。
- 棄却 審査請求に理由がないとき。（原処分は妥当と認める）。
- 却下 審査請求が、法定の期間経過後になされたとき。（原処分は妥当と認める）。
不適法であるとき。（原処分は妥当と認める）。

なお、北海道介護保険審査会は、委員30名（被保険者代表3名、市町村代表3名、公益代表24名）で、認定の審理のために8合議体を設置しています。認定に関する審査請求の状況は次のとおりです。（H12.12.20現在）

要介護認定に関する審査請求 28件

- 認 容 7件 ●棄 却 11件
- 取り下げ 6件 ●審査中 6件

なお、不服申し立てが予想以上に少ないのは、不服申し立てをするよりも「区分変更申請」で再度認定審査を受けるケースが多いからだと思います。要介護認定に疑義がある場合は、まずは区役所の担当者に話をしてみてください。

**日頃の介護支援専門員業務で疑問と
思っていることをどんどんお寄せください。**

【札幌市介護支援専門員連絡協議会】

トピックス コース

1. 介護支援専門員試験の合格率34%

2000年11月の介護支援専門員の試験合格者は43,854人で、3回の合格者累計は203,000人となった。合格率は前年度より7ポイント下がり34.7%とのこと。

2. 一般家庭の除排雪の相談窓口が開設される。

札幌地区トラック協会が1月10日から、一般家庭を対象とした除排雪や雪かき、屋根の雪おろしなどを請け負う運送会社を紹介する窓口を開設(問い合わせ751-4231)

3. 高齢者生活福祉センターがオープンする。

札幌市内で第1号となる高齢者生活福祉センター「ふれあいの郷」が2月1日に正式にオープンとなる。100人定員の養護老人ホームと併設されている。

4. 札幌市、独自減免に難色

札幌市は、低所得層などを対象とした介護保険料、介護サービス利用料の減免については国への要望を示した。

5. 指定サービス事業者を労働基準法違反で摘発

ホームヘルパー、事務員の給料計約270万円を支払わなかったというもの。

6. 在宅での介護実習飛ばしが発覚

ホームヘルパーの2級養成課程で必須である在宅での介護実習を東京の業者が行わず、その受講生数は900人余りにのぼる。

7. 平成13年度社会保障関係、17兆4585億円となる。

老人保健福祉局費関係分は1兆2940億円(当初予算比9.0%増)で、訪問介護養成研修円滑化事業に1億3千万円、痴呆症高齢者の徘徊時の保護・見守りの高齢者ITケアネットワーク支援事業に1億9千万円が計上された。

8. 医療保険制度改革関連法の施行がされる。

1月1日から、70歳以上の高齢者の医療費が改正され、入院・外来の場合について、原則1割負担の定率制の実施となる。

具体的なシュミレーション

(ケアマネ北区広報より抜粋)

- 入院した場合(緊急的に14日肺炎で入院) = 250,000円(食費別)が総医療費となり、1割の25,000円が自己負担となる。
従来は、1日1,200円×14日 = 16,800円
- 外来の場合(慢性疾患で月2回程度の通院) = 15,000円とした場合は、今度の改正では1,500円の自己負担となる。
従来は、1日530円×2日 = 1,060円

講演情報

「相談支援機関連絡会」のお知らせ

日時▶2月19日(月)10時~17時
会場▶かでの2・7 大会議室(4階)
内容▶基調講演「地域を支える相談援助実践
—地域福祉システムと情報化を中心に—」
北海道医療大学介護福祉学部教授 椎谷 淳二氏
行政説明「介護保険サービス評価に関する北海道基準の展望」
北海道保健福祉部介護保険課長 井上 誠一氏
特別報告「ワーカーからみた災害時の連携・情報交換
—有珠山における援助実践から—」
総合在宅ケアセンターとうや
医療ソーシャルワーカー 郡司 俊夫氏
など
参加対象▶在宅介護支援センター、病院、老人保健施設、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの相談業務担当者
定員▶200名(定員になり次第、締め切らせて頂きます。)
参加費▶無料
申込方法▶下記までお問い合わせ下さい。申込は2月9日(金)まで。
問い合わせ先▶北海道長寿社会振興財団
☎ 281-0928 FAX 251-6256

「福祉用具・住宅改修セミナー」のお知らせ

日時▶3月18日(日)10時~16時
会場▶札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)
(札幌市中央区大通西19丁目)
※会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。
参加対象▶介護支援専門員、または、福祉用具や住宅改修に関心のある方ならどなたでも参加できます。
定員▶200名(定員になり次第、締め切らせて頂きます。)
参加費▶会員は、無料。非会員は、3,000円(当日、受付でお支払いください。)
※昼食は、各自でご用意ください。
内容▶講演①「福祉用具の知識とアセスメント」(10時~12時)
講演②「住宅改修の知識とアセスメント」(13時~16時)
武蔵野市高齢者総合センター理学療法士・介護支援専門員 加島 守氏
申込方法▶3月13日(火)までに所定の申込用紙を送付して下さい。(FAX可)
申込・問い合わせ先▶
札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部地域ケア係【担当 柏・高橋】
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
☎ 612-6110 FAX 613-5486

掲示板コーナー

中央区支部研修会

日 時▶3月21日(水) 18時30分～
 会 場▶札幌市社会福祉総合センター第3会議室
 テーマ▶札幌市よりの最新情報
 講 師▶札幌市保健福祉局介護保険課主査
 五十嵐 睦子氏
 問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会
 ☎231-2400(内線458～460)

北区支部研修会

日 時▶①2月15日(木) 18時30分～
 ②3月15日(木) 18時30分～
 会 場▶北区民センター
 テーマ▶①介護保険直近情報
 ②介護支援専門員あれこれ
 問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

東区支部研修会

日 時▶3月21日(水) 18時30分～
 会 場▶東区民センター
 テーマ▶地域福祉権利擁護事業と成年後見制度
 問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

白石区支部研修会

日 時▶3月15日(木) 18時30分～
 会 場▶白石区民センター
 テーマ▶介護保険この1年を振り返って
 問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

厚別区支部研修会

日 時▶①2月14日(水) 18時30分～
 ②3月14日(水) 18時30分～
 会 場▶厚別区民センター
 テーマ▶情報交換(①、②とも)
 問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

豊平区支部研修会

日 時▶①2月20日(火) 18時30分～
 ②3月21日(水) 18時30分～
 会 場▶①豊平区役所 ②豊平区民センター
 テーマ▶①楽しいインターネット(介護関係)の使い方
 ②サービス担当者会議について
 講 師▶①札幌市保健福祉局介護保険課 主査 難波立彦氏
 問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

清田区支部研修会

日 時▶3月22日(木) 18時30分～
 会 場▶清田総合庁舎大会議室
 テーマ▶テーマ別制度改善(変更)学習会
 問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

南区支部研修会

日 時▶①2月22日(木) 18時30分～
 ②3月22日(木) 18時30分～
 会 場▶南区民センター視聴覚室
 テーマ▶①実践発表「ケアマネ奮闘記パートV-要介護認定が変わった人の介護計画をこのように変えました-」
 ②実践発表「ケアマネ奮闘記パートVI-やっと1年たちました。大変だったけどケアマネの仕事はやっぴり大切だと思います-」
 問い合わせ先▶南区社会福祉協議会
 ☎582-2400(内線381～382)

西区支部研修会

日 時▶3月21日(水) 18時30分～
 会 場▶西区民センター第1・2会議室
 テーマ▶未 定
 問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎633-3695

手稲区支部研修会

日 時▶2月14日(水) 18時30分～
 会 場▶手稲区民センター
 テーマ▶地域福祉権利擁護事業と成年後見制度
 問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会
 ☎681-2400(内線365～366)

編集後記

最近、「共依存」の概念に触れ、非常に考えさせられた。

共依存は、アメリカのアルコール依存症の臨床に携わったソーシャルワーカーたちによってつくられた「コ・ディペンデンス、コ・ディペンデンシ」の邦訳である。これは、アルコール依存症者の妻たちが、いつしか、夫のアルコール問題のみに一喜一憂し、相手を縛りあげること満足し、その結果、自身の自己価値を高めることに嗜癖している状態と言われる(嗜癖とは、端的にいうと嗜好の世界から越えた一種の問題を孕んだ状態)。

この中で、複雑なのが、日本の文化規範の中に共依存がはびこっているということであり、また、社会福祉の援助そのものが「共依存」を後押ししているということである。

つまり、「これだけあなたのことを心配しているのだから、私の言うことを聞くのが当然」という処遇の歴史である。

対等の関係づくりを前提とする介護保険下において、介護支援専門員自らが創り出している「介護支援専門員-利用者関係」や「介護支援専門員-サービス事業者関係」そして「介護支援専門員-社会関係」が、果たして、対等な関係として成立しているのか。

対等な関係とは「換言すれば、相手に格別な弱みや依存症が見当たらないような関係」(共依存-吉岡 隆編 中央法規)であることをふまえ、今一度、自身を振り返る時間を持つことも必要であろう。社会から信頼される役割を果たすために！

(涼馬 記)